

文京区耐震改修促進計画改定（素案）に対する  
意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

件名	文京区耐震改修促進計画改定（素案）
募集期間	令和7年12月17日から令和8年1月15日まで
提出方法	Logo フォーム（3件）、郵送（0件）、ファクシミリ（0件）、持参（0件）
提出者数	1人
提出件数	3件

2. ご意見に対する区の考え方

No.	ご意見【原則原文のとおり】	区の考え方
1	<p>●P.16</p> <p>一般緊急輸送道路は日医大病院、都立駒込病院、東京科学大附属病院、東大附属病院といった発災時救援活動の拠点病院へのアクセスに必要不可欠な幹線であり、その重要性は特定緊急輸送道路沿道建築物と比して劣らないと考える。</p> <p>一方で貴区の取り組みは、沿道建築物耐震化助成事業のみであり、対象建築物数や耐震診断結果すら定量的に把握できていない状況で、耐震化の目標においても具体的な数値目標が設定されていない。</p> <p>KPIが設定されていない事業は口だけのがんばり宣言でしかなく、区民の生命を守るべき区役所の姿勢としては怠慢ではないか。法的な義務がないことを盾にした行政の不作为と言える。帝都復興事業で辣腕を振るった後藤新平氏も定量調査を非常に重視していたことをふまえ、まずは一般緊急輸送道路沿いの対象建築物数や耐震診断結果の情報収集を具体的な進捗予定の KPI を設定のうえ、早急に進めるべきではないか。</p> <p>貴区の SNS を見ていると区民の生命・</p>	<p>区はこれまでも耐震改修促進法に基づき、都知事により指定された特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点を置いて取り組んでまいりました。これは、震災時の救命・消火活動等の根幹を支える路線を優先的に確保するという都市全体の戦略に基づくものです。一方で、一般緊急輸送道路が災害拠点病院へのアクセスとして極めて重要であるというご指摘は、区としても認識しております。</p> <p>一般緊急輸送道路沿道建築物につきましては、東京都の耐震改修促進計画に位置付けられておりますが、現行法では耐震診断結果の報告が義務付けられていないため、現時点において区が個別の耐震化状況を定量的に把握できておりません。今後、東京都と連携し、対象となる建築物の把握を進めるとともに、耐震診断をはじめとする耐震化の取り組みを促進してまいります。</p>

	<p>財産の保護に直結しない今やらなくてもいいようなレベルのイベント事業ばかり PR しているが、そんな緊急性のない事業を実施する余裕があるなら、区民の生命・財産の保護に直結する防災事業に全力を尽くしてほしい。</p>	
2	<p>●P.27</p> <p>「崖・擁壁（以下「崖等」という。）の維持管理や対策の必要性について啓発」とあるが、貴区自身の施設は大丈夫なのか？例えば八中の東側擁壁について、ごくわずかだが道路側に向かって傾いていないか？</p>	<p>区が所有する擁壁につきましては、各施設の所管課の責任において維持管理を行っております。ご指摘の第八中学校の擁壁につきましては、所管課である教育委員会学務課において現状を把握しており、定期的に経過観察を行っております。</p>
3	<p>●P.29</p> <p>高経年マンション対策のところで、「区分所有者の合意形成の難しさ等により、管理不全に陥るマンションの増加」とあるが、合意形成を難しくしているのは、貴区の絶対高さ規制が大きな要因ではないか。後出しジャンケンで設定した絶対高さ規制により、建て替えて十分な床面積を確保できなくなっているのではないか？2018年に発行された「倒壊させてたまるか」という書籍では、管理組合理事長による老朽マンション建て替えでの苦勞が述べられているが、その際の貴区の非協力的な態度が非難されており、SNSでも一時話題になっていたのを目にしている。</p> <p>高経年マンションが建て替えられずに困るのは当該マンション住民だけではなく倒壊時に影響を受ける周囲の区民であるという、根本的な認識が欠けているのではないか？</p> <p>絶対高さ規制の撤廃の検討を明記すべきと考える。</p>	<p>マンションの建替えには、絶対高さ制限のほか、容積率や日影規制など複数の形態規制が関わっております。また、区分所有者の合意形成が困難であることは、全国の自治体に共通する極めて重要な課題であると認識しております。</p> <p>良好な住環境の維持と、防災上の観点から高経年マンションの建て替え促進を両立させることは区としても重要であると考えています。居住者および周囲の区民の安全のため耐震改修を進めるとともに、マンション建替円滑化法の活用を進めるなど、高経年マンション対策を推進してまいります。</p>